５障第３０９号

　　　　　 令和５年２月２４日

　障害児通所支援事業所　管理者　様

（京都市除く京都府所管の事業所）

京都府健康福祉部障害者支援課長

子どもの安心・安全対策支援に係る安全装置の設置等について

　平素は、本府の障害児支援について、御理解・御尽力を賜りありがとうございます。

　さて、令和４年９月の静岡県で発生した送迎バスへの児童置き去り死亡事故により、子どもの安心・安全を確保する観点から、障害児通所支援事業所においても、車両送迎に当たり、障害児の所在の確認や安全装置の設置の義務付けなど安全管理の徹底について、令和４年１２月２８日付けで厚生労働省令が改正され、令和５年４月１日から義務付けされることとなります（安全装置の設置については、令和６年３月３１日まで経過措置が設けられます）。

　この度、京都府においては、別紙のとおり、国の補助を受け、新たに送迎車両への安全装置の設置等子どもの安心・安全対策支援についての補助制度を創設する予定としていますので、お知らせします。

　なお、国の実施要項等の詳細が提示されていないことや安全装置の在庫不足等のため、今年度中に設置完了が困難であることが予想されますので、本府においては、令和５年度執行とすることとしております。安全装置については、国が認めた装置でない場合や令和４年度に設置された場合は、補助の対象外となりますので、御注意ください。

　おって、当該補助事業に関する詳細は、後日お知らせします。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当 | 福祉サービス・障害児支援係  石　川（智） |
| 電話 | ０７５－４１４－４６７１ |
| FAX | ０７５－４１４－４５９７ |